

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について

1 改正の内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- 住民基本台帳法の適用を受けない外国人について、従来、旅券等の提示で免許証を取得できた手続を改め、運転免許の申請時に、
 - ・ 外務省が発行する身分証明書又は権限がある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定める書類の提示
 - ・ 公の機関が発行した住所を確かめるに足る書類の添付を求めることとする。
- 外国人については、免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記の書類の提示を求めることとする。
- 国外転出中の日本国籍を有する者については、運転免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足る書類の添付を求めることとする。
- その他所要の改正を行う。

(2) 道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの

- 権限のある機関が発行する身分を証明する書類として、外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印をされた書類等を定める。

2 意見公募手続の実施結果

令和 7 年 7 月 11 日（金）から同年 8 月 9 日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、681 件の意見が寄せられた。

改正案について

- 今回の改正は、運転免許取得についての「制度上の甘さ」の是正や諸外国の制度との整合性の観点から、本邦の免許制度の信頼性を高める上で非常に重要である
- といった賛成意見のほか、
- 施行までの期間に駆け込みで運転免許を取得することを防ぐために、施行をできるだけ前倒しするべき
- という意見等があったが、これらの内容について検討した結果、原案のとおり改正する。

3 施行期日

公布：令和 7 年 9 月 11 日

施行：令和 7 年 10 月 1 日